確認書に関し相談を希望される方へ(ご案内)

改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書 とは

国の耐震対策緊急促進事業の補助を受けるためには、その建築物が改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることを所管行政庁が確認した「確認書」が必要になります。

確認書は、建築物の所有者からの申請により、千葉市役所建築指導課において発行します。

(ご注意)

予めご了解ください。

- ① 耐震診断義務付け対象建築物であることを確認できない場合があります。
- ② 国の補助対象面積と確認書の延べ面積が異なる場合があります。
- ③ 添付書類以外に追加資料の提出を求める場合があります。提出にご協力をお願いします。
- ④ ご提供いただいた情報は、本確認書発行の業務に限り、内容確認や詳細調査のため、所管行政庁内の他の部署へ提供することがあります。

発行までの流れ

建築確認審査の厳密化の流れを受け、確認書発行につきましても厳密な審査を行います。

予約	電話番号 043-245-5836 建築指導課建築相談室
相談	予約の際日時をお知らせしますので、千葉中央コミニティセンター(千葉市中央区千葉港 2-1) 3
\downarrow	階建築指導課にお越しください。耐震診断資格者もしくはその代理の方の同行をお願いし
↓	ます。
\downarrow	相談時には、建築物の確認日付、確認番号、延べ面積、階数、用途のほか、既存不適格
↓ ↓	の状況(旧耐震部分が残っているかどうか)がわかる資料が必要です。具体的には次のも
↓ ↓	のが考えられます。
\downarrow	① 検査済証、確認済証(写し可)
↓ ↓	② 当該建築物の設計図書で、構造の基準が分かる建築確認の図書、竣工図、構造計算概
↓ ↓	要書など。増改築を行っている場合は、当該建物各部の図面が含まれているもの。
↓ ↓	③ 写真など現地の資料(ある場合)
↓ ↓	④ 建築基準法第12条第5項報告書(過去、提出済みのもの)
↓ ↓	⑤ 耐震診断が済んでいる部分については、診断に要した図書と結果を示した図書
<u> </u>	⑥ 過去に耐震改修促進法の認定を得ているものは、認定に要した図書
書類作成	確認書の申請に必要な添付書類は、建築物の状況に応じて異なります。相談時に打ち合わ
↓ ↓	せしますが、おおむね次のとおりです。これらの図書は、後の耐震診断結果報告書にもご
↓ ↓	利用いただけますので、是非ご用意願います。
↓ ↓	① 省令第1号様式又は第21号様式(記載できる事項のみの記載で可。押印不要。)
↓ ↓	② 連絡先等(訂正等に対応していただける方)
↓ ↓	③ 面積・構造区分表…省令様式では対象かどうかの説明がし難い場合に添付していただ
↓	きます。<相談時決定事項>
↓	④ 省令第21号様式第四面の「2 建築等の経過」欄にあわせ、独立部分の別、確認済
↓	証や検査済証の番号、発行年月日を記載したもの
↓	⑤ 新耐震部分と旧耐震部分、これから診断したい部分を図示したもの
↓	⑥ 新耐震部分と旧耐震部分の検査済証写し等
↓	⑦ 配置図、平面図、立面図、断面図、エキスパンションジョイント仕様図など、建物の
↓ ↓	仕様にあわせてご用意いただきます。

	⑧ 既存不適格調書など<相談時決定事項>
確認書の	「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」様式 (押
申請	印したもの) 1 部に必要書類を添付の上、千葉市建築指導課建築相談室あて書類を持込(郵
↓	送可)してください。添付書類は返却しません。
↓ ↓	郵送の場合は返信用封筒(宛先を記載し切手を貼付)を添付してください。
↓ ↓	審査期間は建物ごとに審査難易度が異なるため、一概には言えませんが、1独立部分ごと
	に3週間程度を目安とお考えください。
審査	追加書類をお願いすることがあります。追加書類をお願いし、追加書類が到着するまでの
↓ ↓	間は、審査日数には数えません。
確認もしく	確認書を発行する場合は、普通郵便で郵送します。
は不確認↓	耐震対策緊急促進事業実施支援室提出用の書類としてお使いください。

診断実施後、平成27年12月31日までに必ず建築指導課に法附則第三条に基づく報告書を提出してください。

本件の連絡先

千葉市都市局建築部建築指導課建築相談室 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミニティセンタ-3階 電話 043-245-5836